

○ 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準
について

平成20年5月23日20経第385号

農林水産省大臣官房経理課長から
大臣官房総務課長、大臣官房企画
評価課長、大臣官房環境バイオマ
ス政策課長、大臣官房国際部長、
大臣官房統計部長、各局（庁）長、
各地方農政局長、北海道農政事務
所長、内閣府沖縄総合事務局長、
北海道知事あて

最終改正 平成25年12月2日 25経第856号

「補助金等適正化中央連絡会議の決定事項の通知について」（平成20年4月17日
付け20経第112号大臣官房長通知）の趣旨に従い、補助金等に係る予算の執行の
適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条に基づく農林水産大臣の承
認に関し、手続等により一層の弾力化及び明確化を図るため、別紙のとおり承認基
準を定めたので通知する。

なお、下記の通知は、廃止する。

おって、貴管下関係機関、関係団体及び管内都府県に対しては、貴職からこの旨
通知願いたい。

また、市町村に対しても、この旨周知が図られるよう配慮願いたい。

記

- 「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて」
（平成元年3月31日付け元経第594号大臣官房経理課長通知）
- 「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の取扱いの特例に
ついて」（平成16年9月7日付け16経第702号大臣官房経理課長通知）
- 「天災等による補助施設の取扱いについて」（平成18年5月29日付け18経第332
号大臣官房経理課長通知）

別紙

補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準

(趣旨)

第1条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）第22条に基づく農林水産大臣の承認の基準については、この通知に定めるところによる。

(定義)

第2条 この通知において、用語の定義は、法の規定によるほか、次の各号に定めるところによる。

- 一 補助対象財産 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産で、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第13条各号に定めるものをいう。
- 二 処分制限期間 農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第5条で定める処分の制限を受ける期間又は減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間をいう。
- 三 財産処分 補助対象財産を、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。
- 四 地域活性化等 近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化への対応、又既存ストックを効率的に活用した地域活性化をいう。
- 五 長期利用財産 補助対象財産のうち、補助目的に従った利用により10年を経過したものをいう。

(財産処分に係る承認申請等)

第3条 補助対象財産の所有者が、処分制限期間内に財産処分をしようとするときは、補助事業者等は、財産処分承認申請書（別紙様式第1号）により、農林水産大臣（法第26条第1項の規定に基づき、事務委任された各地方農政局長、北海道農政事務所長又は内閣府沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）に申請し、その承認を受けなければならない。

- 2 農林水産大臣は、前項の承認をするときは、別表1の処分区分の欄に掲げる内容に応じて、それぞれに対応する承認条件を付した上で承認を行うものとする。

(地方公共団体が所有する長期利用財産に係る承認申請等)

第4条 補助対象財産の所有者が地方公共団体である場合において、地域活性化等を図るため、長期利用財産を財産処分しようとするときは、第3条の規定にかかわらず、補助事業者等は、長期利用財産処分報告書（別紙様式第2号）を農林水

- 産大臣に提出することができる。この場合においては、農林水産大臣による報告書の受理をもって、農林水産大臣の承認があったものとみなす（別表2参照）。
- 2 次の各号に該当するときは、前項の規定にかかわらず、補助事業者等は、長期利用財産処分承認申請書（別紙様式第3号）により、農林水産大臣に申請し、その承認を受けるものとする。
 - 一 財産処分が有償の譲渡又は貸付けである場合
 - 二 当該財産処分により、前号に掲げる場合以外の収益が見込まれる場合
 - 3 農林水産大臣は、前項の承認をするときは、別表2の処分区分の欄に掲げる内容に応じて、それぞれに対応する承認条件を付した上で承認を行うものとする。
 - 4 市町村合併により、合併後の新市町村において類似施設が複数あることを理由として、補助目的に従った利用により10年を経過していない補助対象財産を財産処分しようとするときは、補助事業者等は、前項までの規定にかかわらず、別表2に掲げる手続きによることができるものとする。

（地方公共団体以外の者が所有する長期利用財産に係る承認申請等）

第5条 補助対象財産の所有者が地方公共団体以外の者である場合において、地域活性化等を図るため、長期利用財産を財産処分しようとするときは、第3条の規定にかかわらず、次の各号によることができる（別表3参照）。

- 一 次の（ア）から（エ）までのいずれかに該当する場合
補助事業者等は、長期利用財産処分報告書（別紙様式第4号）を農林水産大臣に提出することができる。この場合においては、農林水産大臣による報告書の受理をもって、農林水産大臣の承認があったものとみなす。
 - （ア）自己の責任において当該補助対象財産と同等の機能を有する他の財産を新たに確保し、補助事業を継続する場合
 - （イ）本来の補助目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内において、他の目的に自ら使用する場合
 - （ウ）農林水産省が現在実施している補助事業等で取得可能な補助対象財産として自ら使用する場合
 - （エ）国又は地方公共団体への無償の譲渡又は貸付けである場合
 - 二 一以外の場合にあつては、補助事業者等は、長期利用財産処分承認申請書（別紙様式第5号）により、農林水産大臣に申請し、その承認を受けるものとする。
- 2 農林水産大臣は、前項第2号の承認をするときは、当該財産処分が地域活性化等を図るために行われるものであるかどうか、当該補助対象財産に対する地域の需要動向から見て財産処分が適当であるかどうか等について確認し、別表3の処分区分の欄に掲げる内容に応じて、それぞれに対応する承認条件を付した上で承認を行うものとする。
 - 3 補助対象財産の所有者が、第1項各号による財産処分の承認後、当該承認に係る処分内容と異なる財産処分を行おうとする場合又は当該財産処分の承認に付さ

れた条件を満たすことができなくなった場合には、補助事業者等は、新たな承認を得なければならない。

(利用困難財産に係る承認申請等)

第6条 補助対象財産の所有者が、地域活性化等を図るため、次項に掲げる利用困難財産について財産処分（別表4に掲げる財産処分に限る。）しようとするときは、第3条の規定にかかわらず、補助事業者等は、利用困難財産処分承認申請書（別紙様式第6号）により、農林水産大臣に申請し、その承認を求めることができる。ただし、当該財産処分があわせて第4条又は第5条の要件に該当する場合には、第4条又は第5条の手続きによるものとする。

2 前項の利用困難財産とは、別表5に掲げる補助事業等により取得し、又は効用の増加した補助対象財産のうち、社会経済情勢の変化等に伴い、当初の補助目的に従った利用が困難となっている建物等（建物と一体的に整備された建物附属施設、構築物、器具及び備品並びに機械及び装置並びに建物及び建物附属施設に係る用地を含む。以下同じ。）であって、当該建物等を取得し、又は効用の増加した時から、処分制限期間のそれぞれ5分の1に相当する期間（当該5分の1に相当する期間に、1年未満の端数があるときはその端数は切り捨て、5年に満たない場合は5年とする。）を経過しているものをいう。

ただし、当該期間の経過前であっても、次に掲げる要件のいずれかに該当する場合には、前項の規定の適用を受けることができる。

一 補助事業等の開始時には想定し得なかった農林水産物の生産又は需要等の急激な減退により、その利用が著しく減少し、かつ回復の見込みがない程度まで遊休化しているもの

二 農林水産業団体等の統合若しくは合理化又は農業経営の法人化の推進を図るために、早急な財産処分が必要不可欠となっているもの

3 農林水産大臣は、第1項の承認をするときは、当初の補助目的に従った利用が困難となっていること及び前項の要件に該当することについて、利用困難財産処分承認申請書の記載内容により確認し、別表4の処分区分の欄に掲げる内容に応じて、それぞれに対応する承認条件を付した上で承認を行うものとする。

(災害被害財産等に係る承認申請等)

第7条 補助事業者等は、天災又は自己の責に帰さない事由による火災等により利用することが困難となった補助対象財産について、復旧が不可能であると判断した場合であって、当該財産処分に係る収益がないことが明らかなきときは、災害報告書（別紙様式第7号。当該補助事業等の補助金交付要綱等に報告の様式についての定めがある場合には、当該様式による。）により、農林水産大臣に報告し、補助関係が終了したことの承認を求めることができる。

2 農林水産大臣は、前項の報告書の記載内容が事実と相違ないと判断できる場合

には、補助関係の終了の確認を行うものとする。ただし、災害報告書に記載されている復旧が不可能との判断に疑義がある場合には、第3条から第6条までのいずれかに従った手続きを指示することができる。

(その他)

第8条 農林水産大臣は、第3条から第7条までの規定により補助事業者等から受けた申請又は報告について、承認に必要な記載内容の確認が困難な場合は、追加資料の提出を求めることができる。

2 農林水産大臣は、補助対象財産の譲渡相手方が、農林水産省の補助事業等により同種の補助事業等を申請している場合には、補助事業等の採択について適切に対応しなければならない。

3 補助対象財産の所有者が、第4条から第6条までの規定に基づき承認を受けた財産処分と同種の財産の取得を農林水産省の補助事業等により計画した場合にあっては、農林水産大臣は、同種財産に対する地域の需要動向に照らして、補助事業等の採択について慎重に検討しなければならない。

4 第4条第1項及び第5条第1項第1号の規定により報告書の受理をもって農林水産大臣の承認とみなすことができる財産処分の範囲については、それぞれの補助事業等の特性に応じ、補助金交付要綱等において定めることができる。

5 農林水産大臣は、必要に応じ、第4条から第6条までの規定に基づき承認を行った補助対象財産の利用状況について、補助事業者等から報告を求めることができる。

6 地域再生法（平成17年法律第24号）第18条の規定により農林水産大臣の承認を受けたものとみなされた財産処分については、この承認基準に定める手続きを要しないものとする。

7 総合特別区域法（平成23年法律第81号）第57条の規定により農林水産大臣の承認を受けたものとみなされた財産処分については、この承認基準に定める手続きを要しないものとする。

8 東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第45条の規定により農林水産大臣の承認を受けたものとみなされた財産処分については、この承認基準に定める手続きを要しないものとする。

附 則（平成23年8月31日付け23経第815号）

この通知は、平成23年9月1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

処 分 区 分		承認条件	国庫納付額	備 考
目的外使用	補助事業を中止しない場合	国庫納付(ただし、備考の場合同しは、国庫納付報告と併せて報告すること(注1))	目的外使用部分に対する残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額を国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。	本来的な補助目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内(農林水産省の定める基準)に於ける他の補助対象財産(注3)又は自己の責任において取得した財産(注3)を譲渡する場合は、国庫補助率を要しない。
	補助事業を中止する場合	国庫納付	財産処分により生じる収益(損失補償金を含む)に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。	自己の責に帰さない事情等やむを得ないものに限る。
	上記以外の場合	国庫納付	残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。	
譲 渡	有 償	国庫納付(ただし、備考の場合同しは、国庫納付報告と併せて報告すること(注2))	譲渡契約額、残存簿価又は時価評価額のうち最も高い金額を国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。	集落を基礎とした営農組織が、当該組織へ譲渡する場合は、国庫補助率を承継すること。
	無 償	国庫納付(ただし、備考の場合同しは、国庫納付報告と併せて報告すること(注2))	残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。	処分制限期間の残期間内、補助条件を承継する場合は、国庫補助率を要しない。
交 換	下取交換の場合	補助対象財産の処分益を新規購入費にかつ、処分制限期間内、新財産を承継すること		
	下取交換以外の場合	交換差益額を国庫納付	交換差益額に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。	原則、交換により差損が生じない場合に限る。
貸付け	有 償 (遊休期間内の一時貸付け)	収益について国庫補助率の影響を及ぼさないこと	貸付けにより生じる収益(貸付けによる収入から管理費その他の貸付けに要する費用を差し引いた額)に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。	
	無 償 (遊休期間内の一時貸付け)	本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと		
	長期間(1年以上)の貸付け	国庫納付	残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。なお、漁業法(昭和25年法律第137号)第37条の2の規定により認定を受けた場合は、貸付けによる収入から管理費その他の貸付けに要する費用を差し引いた額に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。	
担 保	補助融資の返済に必要とする場合	本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと		

(注1) 財産処分の承認時に定められた報告期間(又は処分制限期間の残期間内のいずれか短い期間)につき当該財産の利用状況を報告すること。
 (注2) 譲渡相手方が、財産処分の承認時に定められた報告期間(処分制限期間の残期間内)につき当該財産の利用状況を報告すること。
 (注3) 他の法令に基づく許認可等(*)を受けた場合には、当該許認可等を証する書類の写しを承認前に提出すること。
 (*)許認可等とは、行政手続法(平成5年法律第88号)第2条第3号に規定する許認可等をいう。
 (備考1) 上記の返還金算定方式による国庫補助金相当額の返還の上限は、処分する補助対象財産に係る国庫補助金等の支出額とする。
 (備考2) 国庫補助率については、確定補助率と国庫補助率が異なる場合は確定補助率の数値を用いること。
 (備考3) 農林水産大臣は、上記の処分区分又は承認条件により難しい事情があると認める場合には、他の条件を付すことができる。

別表2（第4条関係）

処 分 区 分		承認条件	国庫納付額	適用条項	
目的外使用	収益がない場合	—		第1項による報告	
	収益が見込まれる場合	国庫納付	財産処分により生じる収益（損失補償金を含む。）に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。	第2項による申請	
譲 渡	無 償	—		第1項による報告	
	有 償	国庫納付	譲渡契約額、残存簿価又は時価評価額のうち最も高い金額に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。	第2項による申請	
貸付け	無 償	—		第1項による報告	
	有 償	国庫納付	貸付けにより生じる収益（貸付けによる収入から管理費その他の貸付けに要する費用を差し引いた額）に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。	第2項による申請	
市町村合併に伴うもので補助目的に従った利用により10年を経過していないもの	市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）に基づく市町村建設計画又は市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）に基づく合併市町村基本計画に基づいて財産処分される場合	収益がない場合	—	第1項による報告	
	上記以外の場合（農林水産大臣が適当であると個別に認めるものに限る。）	収益が見込まれる場合	国庫納付	財産処分により生じる収益（損失補償金を含む。）に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。	第2項による申請
		収益がない場合	—		第2項による申請
		収益が見込まれる場合	国庫納付	財産処分により生じる収益（損失補償金を含む。）に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。	第2項による申請

（備考1）上記の返還金算定方式による国庫補助金相当額の返還の上限は、処分する補助対象財産に係る国庫補助金等の支出額とする。

（備考2）国庫補助率については、確定補助率と国庫補助率が異なる場合は確定補助率の数値を用いること。

別表3 (第5条関係)

処 分 区 分		承認条件	国庫納付額	適用条項	
目的使用	補助事業を中止しない場合	自己の責任において当該補助対象財産と同等の機能を有する他の財産を新たに確保し、補助事業を継続する場合	—	第1項第1号による報告	
		本来の補助目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内において、他の目的に自ら使用する場合	—	第1項第1号による報告	
	補助事業を中止する場合	農林水産省が現在実施している補助事業等で取得可能な補助対象財産として自ら使用する場合	※当該財産の利用計画等を変更し、利用状況を報告(報告書に記載)		第1項第1号による報告
		他の施設に機能を移転したうえで、農林水産業の振興を通じた地域活性化又は公益の増進に資する目的で自ら使用する場合又は取り壊す場合	移転先施設の利用計画等を変更し、利用状況を報告すること(注1)		第1項第2号による申請
		収益がない場合	国庫納付、かつ、移転先施設の利用計画等を変更し、利用状況を報告すること(注1)	財産処分により生じる収益(損失補償金を含む。)に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。	第1項第2号による申請
上記以外の場合		国庫納付	残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。	第1項第2号による申請	
譲渡	有 償	補助条件を承継する場合又は農林水産省が現在実施している補助事業等で取得可能な補助対象財産として譲渡する場合	国庫納付、かつ、当該財産の利用状況を報告すること(注2)	以下のア又はイのいずれか低い金額を国庫納付する。 ア) 譲渡契約額に国庫補助率を乗じた金額 イ) 残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助事業実施主体の負担割合を乗じた額を譲渡契約額から差し引いた金額 $\left[\text{譲渡契約額} - \{ \text{残存簿価又は時価評価額} \times \text{補助事業実施主体の負担割合} (1 - \text{国庫補助率}) \} \right]$	第1項第2号による申請
		譲渡先が国又は地方公共団体の場合	—		第1項第1号による報告
	無 償	譲渡先が補助条件を承継する場合又は地方公共団体以外の農林水産省が現在実施している補助事業等で取得可能な補助対象財産として譲渡する場合	当該財産の利用状況を報告すること(注2)		第1項第2号による申請
		農林水産省が現在実施している補助事業等で取得可能な補助対象財産以外の財産として譲渡する場合	国庫納付	残存簿価又は時価評価額のいずれか低い金額に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。	第1項第2号による申請
上記以外の場合		国庫納付	譲渡契約額、残存簿価又は時価評価額のうち最も高い金額に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。	第1項第2号による申請	

処 分 区 分			承認条件	国庫納付額	適用条項
貸 付 け	有 償	一定期間を定め、貸付期間の満了後は、補助事業等を行う場合	国庫納付	貸付けにより生じる収益（貸付けによる収入から管理費その他の貸付けに要する費用を差し引いた額）に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。	第1項第2号による申請
	無 償	貸付先が国又は地方公共団体の場合	—		第1項第1号による報告
		貸付先が補助条件を承継する場合	当該財産の利用状況を報告すること（注2）		第1項第2号による申請
		貸付先が国又は地方公共団体以外の場合	補助条件を承継しない場合	国庫納付	残存簿価又は時価評価額のいずれか低い金額に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。
上記以外の場合			国庫納付	残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。	第1項第2号による申請

(注1) 財産処分の承認時に定められた報告期間（又は処分制限期間の残期間内のいずれか短い期間）につき当該財産（又は施設）の利用状況を報告すること。

(注2) 譲渡又は貸付け相手方が、財産処分の承認時に定められた報告期間（処分制限期間の残期間内）につき当該財産の利用状況を報告すること。

(備考1) 上記の返還金算定方式による国庫補助金相当額の返還の上限は、処分する補助対象財産に係る国庫補助金等の支出額とする。

(備考2) 国庫補助率については、確定補助率と国庫補助率が異なる場合は確定補助率の数値を用いること。

別表4 (第6条関係)

処 分 区 分		承認条件	国庫納付額
目的 外 使 用	補助事業を中止する場合	農林水産省が現在実施している補助事業等で取得可能な補助対象施設として自ら使用する場合	当該施設の利用計画等を変更し、利用状況を報告すること(注1)
		他の施設に機能を移転したうえで、農林水産省が現在実施している補助事業等で取得可能な補助対象施設以外の施設として自ら使用する場合又は取り壊す場合	移転先施設の利用計画等を変更し、利用状況を報告すること(注1)
		収益が見込まれる場合で、注2に掲げる要件をすべて満たすとき	国庫納付、かつ、移転先施設の利用計画等を変更し、利用状況を報告すること(注1)
	上記以外の場合	国庫納付	財産処分により生じる収益(損失補償金を含む。)に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。
譲渡	有 償	補助条件を承継する場合又は農林水産省が現在実施している補助事業等で取得可能な補助対象施設として譲渡する場合	国庫納付、かつ、当該施設の利用状況を報告すること(注3)
		農林水産省が現在実施している補助事業等で取得可能な補助対象施設以外の施設として譲渡する場合	以下のア又はイのいずれか低い金額を国庫納付する。 ア) 譲渡契約額に国庫補助率を乗じた金額 イ) 残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助事業実施主体の負担割合を乗じた額を譲渡契約額から差し引いた金額 $\left[\begin{array}{l} \text{譲渡契約額} - \{ \text{残存簿価又は時価評価額} \times \text{補助事業実施主体の負担割合} \\ (1 - \text{国庫補助率}) \} \end{array} \right]$
	無 償	補助条件を承継する場合又は農林水産省が現在実施している補助事業等で取得可能な補助対象施設として譲渡する場合	当該施設の利用状況を報告すること(注3)
		農林水産省が現在実施している補助事業等で取得可能な補助対象施設以外の施設として譲渡する場合	国庫納付

(注1) 財産処分の承認時に定められた報告期間(又は処分制限期間の残期間内のいずれか短い期間)につき当該施設の利用状況を報告すること。

(注2)

- (1) 当該施設を現状のまま維持し続けた場合は、経済的負担の発生が見込まれること。
- (2) 当該施設を農林水産省が現在実施している補助事業等で取得可能な他の補助対象施設として利用することが困難であること。
- (3) 当該処分(取り壊しの場合はその跡地利用を含む)が、農林水産業の振興を通じた地域活性化又は公益の増進に資するものであること。
- (4) 補助事業等で整備した施設に機能を移転する場合には、当該機能移転先施設における補助事業等の遂行に支障を来さないこと。
- (5) 当該施設の事業内容、財産処分の内容、(1)～(4)の事項について広報誌等により公表すること。(なお、この場合、地方農政局等のホームページに掲載する。)

(注3) 譲渡相手方が、財産処分の承認時に定められた報告期間(処分制限期間の残期間内)につき当該施設の利用状況を報告すること。

(備考1) 上記の返還金算定方式による国庫補助金相当額の返還の上限は、処分する補助対象財産に係る国庫補助金等の支出額とする。

(備考2) 国庫補助率については、確定補助率と国庫補助率が異なる場合は確定補助率の数値を用いること。

別表5（第6条関係）

補助事業名	事業実施年度		備考
	始期	終期	
沖縄振興公共投資交付金（うち農山漁村地域整備に関する事業（農業農村基盤整備事業（土地改良施設及び農業集落排水施設を除く。）、森林居住環境整備事業、地域水産物供給基盤整備事業（漁港施設用地の整備を行うものに限る。）、漁港環境整備事業（漁港施設用地の整備を行うものに限る。）及び漁村再生交付金事業（漁港施設用地の整備を行うものに限る。）に限る。）、農山漁村活性化対策整備に関する事業（土地改良施設を除く。）、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業及び沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業（経営確立促進調査事業を除く。）に限る。）	平成24年度		大臣官房、食料産業局、生産局、農村振興局、林野庁、水産庁
東日本大震災復興交付金（うち農山漁村地域復興基盤総合整備事業（土地改良事業、農業集落排水事業及び漁港環境整備事業（漁港施設用地の整備を行うものを除く。）を除く。）、農山漁村活性化プロジェクト支援（復興対策）事業（土地改良施設を除く。）、漁港施設機能強化事業（漁港施設用地の整備を行うものに限る。）及び水産業共同利用施設復興整備事業に限る。）	平成23年度		大臣官房
東日本大震災復興推進事業（うち安全・安心な農業生産回復事業及び津波被災地域における海岸防災林の活用を推進するための調査事業を除く。）	平成23年度		大臣官房
消費・安全対策交付金	平成17年度		消費・安全局
緑と水の環境技術革命プロジェクト事業	平成25年度		食料産業局
6次産業化整備支援事業	平成25年度		食料産業局
地域バイオマス産業化整備事業	平成25年度		食料産業局
6次産業化ネットワーク活動整備交付金	平成25年度		食料産業局
食品流通構造改善施設整備事業	平成12年度	平成14年度	食料産業局
フードシステム連携強化・循環推進事業	平成14年度	平成14年度	食料産業局
生鮮品共同配送施設整備事業	平成14年度	平成15年度	食料産業局
バイオマスの環づくり交付金	平成17年度	平成18年度	食料産業局
バイオマス生活創造構想整備事業	平成17年度	平成18年度	食料産業局
地域バイオマス利活用整備交付金	平成19年度	平成22年度	食料産業局、生産局、農村振興局
バイオ燃料地域利用モデル実証整備交付金	平成19年度	平成22年度	食料産業局、農村振興局
食品産業競争力強化対策事業	平成20年度	平成21年度	食料産業局
地域資源利用型産業創出緊急対策事業	平成21年度	平成21年度	食料産業局
資源循環型地域活力向上対策事業	平成22年度	平成22年度	食料産業局
農林水産分野における太陽光エネルギー利用推進事業	平成22年度	平成22年度	食料産業局
農商工等連携促進施設整備支援事業	平成22年度	平成22年度	食料産業局
卸売市場施設災害復旧事業	平成23年度	平成23年度	食料産業局
バイオマス地域利活用整備交付金	平成23年度	平成23年度	食料産業局
未来を切り拓く6次産業創出推進事業	平成23年度	平成24年度	食料産業局
未来を切り拓く6次産業創出事業	平成23年度	平成24年度	食料産業局
東日本大震災復旧・復興農山漁村6次産業化対策整備事業	平成23年度	平成24年度	食料産業局
新産業創出推進事業	平成24年度	平成24年度	食料産業局
新産業創出事業	平成24年度	平成24年度	食料産業局
農山漁村再生可能エネルギー導入事業	平成24年度	平成24年度	食料産業局
産地活性化総合対策事業	平成22年度		生産局
強い農業づくり交付金	平成17年度		生産局、食料産業局、経営局
生産環境総合対策事業	平成22年度		生産局
鳥獣被害防止総合対策交付金	平成20年度		生産局
畜産農家段階放射性物質モニタリング体制構築事業	平成25年度		生産局
東日本大震災農業生産対策交付金	平成23年度		生産局、食料産業局、経営局
生産振興総合対策事業	平成14年度	平成16年度	生産局
輸入急増農産物対応特別対策事業	平成14年度	平成16年度	生産局
農業・食品産業競争力強化支援事業	平成17年度	平成22年度	生産局、食料産業局、経営局
国内産糖・いもでん粉産地緊急構造改革支援事業	平成19年度	平成22年度	生産局
産地生産拡大プロジェクト支援事業	平成20年度	平成21年度	生産局
有機農業総合支援対策	平成20年度	平成21年度	生産局
農業生産地球温暖化総合対策事業	平成20年度	平成21年度	生産局
食料自給率向上・産地再生緊急対策交付金	平成22年度	平成22年度	生産局
葉たばこ作付転換緊急対策事業	平成23年度	平成23年度	生産局
戦略作物生産拡大関連施設緊急整備事業	平成23年度	平成23年度	生産局

補助事業名	事業実施年度		備考
	始期	終期	
さとうきび等安定生産体制緊急確立事業	平成24年度	平成24年度	生産局
産地再生関連施設緊急整備事業	平成24年度	平成24年度	生産局
輸出対応型生産・出荷施設緊急整備事業	平成24年度	平成24年度	生産局
鳥獣被害防止施設緊急整備事業	平成24年度	平成24年度	生産局
鳥獣被害防止緊急捕獲等対策	平成24年度	平成24年度	生産局
新規就農・経営継承総合支援事業（農業者育成支援事業に限る。）	平成24年度		経営局
特定地域経営支援対策事業	昭和51年度		経営局
地域農業基盤確立農業構造改善事業	平成6年度	平成13年度	経営局
小規模零細地域営農確立促進対策事業	平成7年度	平成13年度	経営局
経営構造対策事業	平成12年度	平成16年度	経営局
農業研修教育・農業総合支援センター施設整備事業	平成12年度	平成16年度	経営局
地域農業構造改革モデル事業	平成14年度	平成15年度	経営局
アグリ・チャレンジャー支援事業	平成14年度	平成16年度	経営局
販路開拓緊急対策事業	平成14年度	平成16年度	経営局
経営支援情報化施設整備事業	平成15年度	平成16年度	経営局
水田農業経営構造確立緊急対策事業	平成16年度	平成16年度	経営局
地域雇用拡大型農業経営確立緊急対策事業（うち共同利用施設補助事業に限る。）	平成20年度	平成20年度	経営局
集落営農法人化等緊急整備推進事業	平成21年度	平成21年度	経営局
農業主導型6次産業化整備事業	平成22年度	平成22年度	経営局
経営体育成交付金（うち集落営農補助事業及び共同利用施設補助事業に限る。）	平成22年度	平成24年度	経営局
耕作放棄地再生利用緊急対策交付金	平成21年度		農村振興局
特殊自然災害対策施設緊急整備事業	平成24年度		農村振興局
ため池等汚染拡散防止対策実証事業	平成24年度		農村振興局
農業農村整備事業（土地改良施設、農業集落排水施設及び林業集落排水施設並びに漁村生活環境基盤施設を除く。）	平成3年度		農村振興局、生産局
都市農村共生・対流総合対策整備交付金	平成25年度		農村振興局
「農」のある暮らしづくり整備交付金	平成25年度		農村振興局
農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	平成19年度		農村振興局
農山漁村地域整備交付金（うち農業農村基盤整備事業（土地改良施設及び農業集落排水施設を除く。）、森林居住環境整備事業、水産物供給基盤整備事業（漁港施設用地の整備を行うものに限る。）、漁港環境整備事業（漁港施設用地の整備を行うものに限る。）及び漁村再生交付金事業（漁港施設用地の整備を行うものに限る。）に限る。）	平成22年度		農村振興局、生産局、林野庁、水産庁
被災土地改良区復興支援事業	平成23年度		農村振興局
被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業	平成23年度		農村振興局
農村地域復興再生基盤総合整備事業	平成24年度		農村振興局
離島・へき地電気導入事業	平成12年度	平成16年度	農村振興局
元気な地域づくり交付金	平成17年度	平成18年度	農村振興局
広域連携共生・対流等整備交付金	平成19年度	平成22年度	農村振興局
食と地域の交流促進対策整備交付金	平成23年度	平成24年度	農村振興局
地域自主戦略交付金（うち農山漁村地域整備に関する事業（農業農村基盤整備事業（土地改良施設、農業集落排水施設及び林業集落排水施設並びに漁村生活環境基盤施設を除く。）、森林居住環境整備事業、地域水産物供給基盤整備事業（漁港施設用地の整備を行うものに限る。）、漁港環境整備事業（漁港施設用地の整備を行うものに限る。）及び漁村再生交付金事業（漁港施設用地の整備を行うものに限る。）に限る。）、農山漁村活性化対策整備に関する事業（土地改良施設を除く。）、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業及び森林整備・林業等振興整備に関する事業に限る。）	平成23年度	平成24年度	農村振興局、食料産業局、生産局、林野庁、水産庁
地域型住宅づくり支援事業	平成23年度		林野庁
木造住宅・木造公共建築物等の構造部材開発等支援事業	平成23年度		林野庁
木質バイオマス産業化促進事業	平成25年度		林野庁
森林・林業再生基盤づくり交付金	平成25年度		林野庁
放射性物質対応型森林・林業復興対策実証事業	平成24年度		林野庁
放射性物質被害林産物処理支援事業	平成25年度		林野庁
特用林産施設体制整備事業	平成24年度		林野庁
森林整備加速化・林業再生事業	平成21年度		林野庁
林業生産流通総合対策事業	平成10年度	平成16年度	林野庁
森林居住環境整備事業（林業集落排水施設を除く。）	平成14年度	平成24年度	林野庁
森林づくり交付金	平成17年度	平成19年度	林野庁
強い林業・木材産業づくり交付金	平成17年度	平成19年度	林野庁
森林・林業・木材産業づくり交付金	平成20年度	平成24年度	林野庁

補助事業名	事業実施年度		備考
	始期	終期	
住宅分野における国産材需要拡大緊急対策支援事業	平成21年度	平成22年度	林野庁
地域材利用加速化支援事業	平成21年度	平成22年度	林野庁
木材供給等緊急対策事業	平成23年度	平成23年度	林野庁
木材加工流通施設等復旧対策事業	平成23年度	平成23年度	林野庁
木質バイオマス関連施設整備事業	平成23年度	平成23年度	林野庁
水産物供給基盤整備事業（漁港施設用地の整備を行うものに限る。）	平成13年度		水産庁
水産資源環境整備事業（漁港施設用地の整備を行うものに限る。）	平成23年度		水産庁
水産物流通機能高度化対策事業	平成15年度		水産庁
水産業強化対策整備交付金	平成23年度		水産庁
水産業共同利用施設復旧整備費補助金	平成23年度		水産庁
港整備交付金（漁港施設用地の整備を行うものに限る。）	平成17年度		水産庁
HACCP対応のための水産加工・流通施設の改修支援事業	平成24年度		水産庁
漁港環境整備事業（漁港施設用地の整備を行うものに限る。）	昭和55年度	平成21年度	水産庁
漁村づくり総合整備事業（漁港施設用地の整備を行うものに限る。）	平成6年度	平成21年度	水産庁
漁港高度利用促進対策事業	平成9年度	平成16年度	水産庁
沖縄県水産業拠点強化構造改善特別対策事業	平成11年度	平成16年度	水産庁
漁業経営構造改善事業	平成12年度	平成16年度	水産庁
内水面漁業振興施設整備事業（内水面環境活用総合対策事業）	平成12年度	平成16年度	水産庁
水産物産地流通加工施設高度化対策事業	平成13年度	平成16年度	水産庁
新漁村コミュニティ基盤整備事業	平成14年度	平成16年度	水産庁
水産資源増強施設整備事業	平成16年度	平成16年度	水産庁
強い水産業づくり交付金	平成17年度	平成22年度	水産庁
漁村再生交付金（漁港施設用地の整備を行うものに限る。）	平成17年度	平成22年度	水産庁
赤潮・磯焼け緊急対策事業	平成23年度	平成23年度	水産庁
以上のほか、これら事業に先立って過去に実施されていた事業であって、これら事業と同様の機能の施設を整備する事業			各局庁共通

財産処分承認申請書

番 年 月 号 日

殿

都道府県知事等 氏 名 印
又は住所
団体名
代表者 氏 名 印

〇〇年度〇〇〇〇補助金により取得した（又は効用の増加した）財産について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条の規定に基づき、下記のとおり処分したいので、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準第3条第1項の規定により、承認申請します。

記

1 処分の理由及び今後の利用方法等

(1) 処分を行う理由

(2) 今後の利用方法（処分区分）

（注） 今後の利用方法等、具体的に記述すること。

(3) 処分に対する補助事業者の意見（間接補助事業等の場合に限る。）

2 処分の対象財産

(1) 事業実施主体

(2) 財産の名称、補助事業名、所在、型式、数量

(3) 事業費、補助金額、補助率

(4) 耐用年数（処分制限期間）、経過年数

(5) 現況図面又は写真（添付）

3 処分予定年月日

4 その他参考資料

（注1） 財産処分により収益が見込まれる場合には、収益の内容がわかる資料を添付すること。

（注2） 処分区分の欄に掲げる「目的外使用」、「補助事業を中止する場合」で、損失補償金を受け
る場合には、次の資料を添付すること。

① 補償契約書等の写し

② 取り壊し等の工事概要、事業費（予定）

（注3） 処分区分の欄に掲げる「譲渡」、「有償」で、備考欄を適用する場合には、次のいずれかの
資料を添付すること。

ア 農業生産法人化計画

イ 上記計画を添付できない場合

① 農業生産法人化計画類似の法人化計画

② 新設法人への財産処分（承継）計画書

③ 発起人名簿又は定款案（集落営農組織の構成員が新設法人の主たる組合員、社員又は
株主であることが確認できるもの）

（注4） 漁港漁場整備法第37条の2の貸付けの場合には、貸付契約締結後、貸付契約書を提出する
こと。

（注5） 処分区分の欄に掲げる「担保」で、補助目的の遂行上必要な融資を受ける場合には、資金
の使途、決算の状況、資金繰りの状況、収支計画及び返済計画について確認できる資料を添
付すること。

別紙様式2号（第4条第1項関係）
（補助対象財産の所有者が地方公共団体である場合）

長期利用財産処分報告書

番 年 月 日
号 日

殿

都道府県知事等 氏 名

〇〇年度〇〇〇〇補助金により取得した（又は効用の増加した）財産について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条の規定に基づき、下記のとおり処分したいので、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準第4条第1項の規定により、報告いたします。

記

1 処分の理由及び今後の利用方法等

(1) 処分を行う理由

〔(注) 近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するため、又既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るためのものであることを具体的に記述すること。〕

(2) 今後の利用方法（処分区分）

〔(注) 今後の利用方法等、具体的に記述すること。〕

2 処分の対象財産

(1) 財産の名称、補助事業名、所在、型式、数量

(2) 事業費、補助金額、補助率

(3) 耐用年数（処分制限期間）、経過年数

(4) 現況図面又は写真（添付）

3 当該補助対象財産等に係る行政需要への対応状況等

別添「行政需要対応状況届」の記載のとおり

4 処分予定年月日

5 その他参考資料

〔(注1) 当該補助対象財産と同等の機能を有する他の財産の確保が見込まれる場合には、その内容について、上記2の(1)から(4)までに準ずる内容がわかる資料を添付すること。〕

〔(注2) 市町村合併に伴う財産処分である場合には、その内容等がわかる資料を添付すること。〕

〔(注3) 議会の承認、条例の改正等が必要な場合又は関係法令等により財産処分に関係省庁の許認可等が必要である場合には、その手続きの内容とスケジュール等がわかる資料を添付すること。〕

別添（別紙様式2号関係）

行政需要対応状況届

1. 当該補助対象財産の最近3年間の利用状況

補助対象財産の名称	当初の利用計画	最近3年間の利用状況					
		平成	年度	平成	年度	平成	年度

2. 当該補助対象財産に係る利用者等の要望

3. 当該補助対象財産と同種の財産の整備状況

同種の財産の名称	所在地	取得年月日	備考

4. 当該補助事業等に関連する他の補助事業等の申請状況

(ア) 過去5年間の農林水産関係の補助事業等の申請状況（申請中のものを含む。）

補助事業等の名称	補助対象財産の名称	取得年月日	備考

(注) 申請中の場合は、補助対象財産の名称及び取得年月日は、予定を記入すること。

(イ) 農林水産関係の補助事業等の当面の申請予定（計画中のものすべてを記入。）

補助事業等の名称	財産の名称	申請予定年度（予定額）	備考

別紙様式3号（第4条第2項関係）
（補助対象財産の所有者が地方公共団体である場合）

長期利用財産処分承認申請書

番 年 月 日
号

殿

都道府県知事等 氏 名 印

〇〇年度〇〇〇〇補助金により取得した（又は効用の増加した）財産について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条の規定に基づき、下記のとおり処分したいので、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準第4条第2項の規定により、承認申請します。

記

1 処分の理由及び今後の利用方法等

(1) 処分を行う理由

〔(注) 近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するため、又既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るためのものであることを具体的に記述すること。〕

(2) 今後の利用方法（処分区分）

〔(注) 今後の利用方法等、具体的に記述すること。〕

2 処分の対象財産

(1) 財産の名称、補助事業名、所在、型式、数量

(2) 事業費、補助金額、補助率

(3) 耐用年数（処分制限期間）、経過年数

(4) 現況図面又は写真（添付）

3 当該補助対象財産等に係る行政需要への対応状況

別添「行政需要対応状況届」の記載のとおり

4 処分予定年月日

5 その他参考資料

〔(注1) 財産処分により収益が見込まれる場合には、収益の内容がわかる資料を添付すること。
(注2) 市町村合併に伴う財産処分である場合には、その内容等がわかる資料を添付すること。
(注3) 議会の承認、条例の改正等が必要な場合又は関係法令等により財産処分に関係省庁の許認可等が必要である場合には、その手続きの内容とスケジュール等がわかる資料を添付すること。〕

行政需要対応状況届

1. 当該補助対象財産の最近3年間の利用状況

補助対象財産の名称	当 初 の 利 用 計 画	最 近 3 年 間 の 利 用 状 況					
		平成	年度	平成	年度	平成	年度

2. 当該補助対象財産に係る利用者等の要望

3. 当該補助対象財産と同種の財産の整備状況

同種の財産の名称	所 在 地	取得年月日	備 考

4. 当該補助事業等に関連する他の補助事業等の申請状況

(ア) 過去5年間の農林水産関係の補助事業等の申請状況（申請中のものを含む。）

補助事業等の名称	補助対象財産の名称	取得年月日	備 考

(注) 申請中の場合は、補助対象財産の名称及び取得年月日は、予定を記入すること。

(イ) 農林水産関係の補助事業等の当面の申請予定（計画中のものすべてを記入。）

補助事業等の名称	財産の名称	申請予定年度（予定額）	備 考

長期利用財産処分報告書

番 年 月 日

殿

都道府県知事等 氏 名 [印]
〔又は住所
団体名
代表者 氏 名 [印〕

〇〇年度〇〇〇〇補助金により取得した（又は効用の増加した）財産について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条の規定に基づき、下記のとおり処分したいので、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準第5条第1項第1号の規定により、報告いたします。

〔なお、当該事業（又は現行の類似事業）の要綱・要領で定める期間又は処分制限期間の残期間内のいずれか短い期間につき当該財産（又は施設）の利用状況を報告いたします。〕

記

1 処分の理由及び今後の利用方法等

(1) 処分を行う理由

〔(注) 近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するため、又既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るためのものであることを具体的に記述すること。〕

(2) 今後の利用方法（処分区分）

〔(注) 今後の利用方法等、具体的に記述すること。〕

(3) 処分に対する補助事業者の意見（間接補助事業等の場合に限る。）

2 処分の対象財産

(1) 事業実施主体

(2) 財産の名称、補助事業名、所在、型式、数量

(3) 事業費、補助金額、補助率

(4) 耐用年数（処分制限期間）、経過年数

(5) 現況図面又は写真（添付）

3 当該補助対象財産等に係る需要への対応状況

別添「需要対応状況届」の記載のとおり

4 処分予定年月日

5 その他参考資料

〔(注1) 当該補助対象財産と同等の機能を有する他の財産を新たに確保し、補助事業を継続する場合には、その機能について、上記2の(1)から(5)までに準ずる内容がわかる資料を添付すること。〕

〔(注2) 処分区分の欄に掲げる「目的外使用」の「補助事業を中止する場合」で「農林水産省が現在実施している補助事業等で取得可能な補助対象財産として自ら使用する場合」には、なお書きを付すこと。〕

需要対応状況届

1. 当該補助対象財産の最近3年間の利用状況

補助対象財産の名称	当初の利用計画	最近3年間の利用状況				
		平成	年度	平成	年度	平成

2. 当該補助対象財産に係る利用者等の要望

3. 当該補助対象財産と同種の財産の整備状況

同種の財産の名称	所在地	取得年月日	備考

4. 当該補助事業等に関連する他の補助事業等の申請状況

(ア) 過去5年間の農林水産関係の補助事業等の申請状況（申請中のものを含む。）

補助事業等の名称	補助対象財産の名称	取得年月日	備考

(注) 申請中の場合は、補助対象財産の名称及び取得年月日は、予定を記入すること。
 (イ) 農林水産関係の補助事業等の当面の申請予定（計画中のものすべてを記入。）

補助事業等の名称	財産の名称	申請予定年度（予定額）	備考

別紙様式5号（第5条第1項第2号関係）
（補助対象財産の所有者が地方公共団体以外の者である場合）

長期利用財産処分承認申請書

番 年 月 日

殿

都道府県知事等 氏 名
〔又は住所
団体名
代表者 氏 名

〇〇年度〇〇〇〇補助金により取得した（又は効用の増加した）財産について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条の規定に基づき、下記のとおり処分したいので、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準第5条第1項第2号の規定により、承認申請します。

記

1 処分の理由及び今後の利用方法等

(1) 処分を行う理由

〔(注) 近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するため、又既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るためのものであることを具体的に記述すること。〕

(2) 今後の利用方法（処分区分）

〔(注) 今後の利用方法等、具体的に記述すること。〕

(3) 処分に対する補助事業者の意見（間接補助事業等の場合に限る。）

2 処分の対象財産

(1) 事業実施主体

(2) 財産の名称、補助事業名、所在、型式、数量

(3) 事業費、補助金額、補助率

(4) 耐用年数（処分制限期間）、経過年数

(5) 現況図面又は写真（添付）

3 当該補助対象財産等に係る需要への対応状況

別添「需要対応状況届」の記載のとおり

4 処分予定年月日

5 その他参考資料

〔(注) 財産処分により収益が見込まれる場合には、収益の内容がわかる資料を添付すること。〕

需要対応状況届

1. 当該補助対象財産の最近3年間の利用状況

補助対象財産の名称	当初の利用計画	最近3年間の利用状況					
		平成	年度	平成	年度	平成	年度

2. 当該補助対象財産に係る利用者等の要望

3. 当該補助対象財産と同種の財産の整備状況

同種の財産の名称	所在地	取得年月日	備考

4. 当該補助事業等に関連する他の補助事業等の申請状況

(ア) 過去5年間の農林水産関係の補助事業等の申請状況（申請中のものを含む。）

補助事業等の名称	補助対象財産の名称	取得年月日	備考

(注) 申請中の場合は、補助対象財産の名称及び取得年月日は、予定を記入すること。

(イ) 農林水産関係の補助事業等の当面の申請予定（計画中のものすべてを記入。）

補助事業等の名称	財産の名称	申請予定年度（予定額）	備考

利用困難財産処分承認申請書

番 年 月 日 号

殿

都道府県知事等 氏 名 [印]
〔又は住所
団体名
代表者 氏 名 [印〕

〇〇年度〇〇補助金により取得した（又は効用の増加した）財産について、補助金等に
係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条の規定に基づき、
下記のとおり処分したいので、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分
等の承認基準第6条第1項の規定により、承認申請します。

記

1 処分の理由

(1) 社会経済情勢の変化等の事情

〔(注) 社会経済情勢の変化等により当初の補助目的に従った利用が困難となっている事情を、以下
の事項により具体的に記述すること。
(ア) 補助事業等の開始時には予見できなかった社会経済情勢の変化
(イ) 当初の補助目的に従った利用が困難となっている現在の事情
(ウ) 「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」（平成20
年5月23日付け20経第385号大臣官房経理課長通知。以下「20年承認基準通知」という。）
の第6条第2項各号のいずれかに該当する場合は、それぞれの状況等

(2) 処分を行う理由

〔(注) 近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応す
るため、又既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るためのものであることを具体
的に記述すること。〕

(3) 処分に対する補助事業者の意見（間接補助事業等の場合に限る。）

2 処分の対象施設

(1) 施設の名称、補助事業名、所在、型式、数量

〔(注) 施設とは、建物並びに建物と一体的に整備された建物附属施設、構築物、器具及び備品並び
に機械及び装置並びに建物及び建物附属施設に係る用地をいう（以下同じ。）。
具体的施設名を、補助事業名、実施年度とともに示すこと。
また、20年承認基準通知の別表5に掲げる事業のいずれの事業であるかを示すこと。〕

(2) 事業実施主体

- (3) 事業費、補助金額、補助率
- (4) 施設の耐用年数（処分制限期間）、経過年数
- (5) 現況図面又は写真（添付）

3 処分の方法（処分区分）

（注） 財産処分の態様を具体的に記述するほか、20年承認基準通知の別表4の処分区分の欄に掲げる内容のうちいずれに該当するかを記述すること。
農林水産省が現在実施している補助事業等で取得可能な補助対象施設（以下「農林水産業施設」という。）として利用又は譲渡する場合には、現在実施している補助事業名を記述すること。

4 要件の適合等について

（注） (1) 別表4の(注2)に関する要件を満たしていることについて、具体的に記述すること。
(2) 別表4(注1)及び(注3)の条件が必要となる場合にあっては、変更後の利用計画等を添付すること。
(3) 農林水産業施設以外の施設として利用又は取り壊し等を行う場合であって、他の施設に機能を移転する場合は、以下によることとする。
(ア) 機能が移転されることを示す記述又は資料を添付すること。
(イ) 以下の要件を満たしていることについて、具体的に記述すること。
① 当該施設を現状のまま維持し続けた場合は、経済的負担の発生が見込まれること。（可能な限り定量的に記述すること。）
② 当該施設を他の農林水産業施設として利用することが困難であること。
③ 当該施設（取り壊しの場合はその跡地利用を含む）が、農林水産業の振興を通じた地域活性化又は公益の増進に資するものであること。
④ 補助事業等で整備した施設に機能を移転する場合には、当該機能移転先施設における補助事業等の遂行に支障を来さないこと。（必要な資料を添付すること。）
⑤ 当該施設の事業内容、財産処分の内容、①～④の事項について広報誌等により公表されること。（なお、この場合、地方農政局等のホームページに掲載する。）

5 納付金額（予定額）

（注） 処分区分の欄に掲げる内容ごとに、国庫納付額の欄に掲げる算定方法で計算される額を記入すること。
その際、算定に用いた残存簿価、時価評価額又は譲渡契約額の根拠となる資料を添付して記述すること。
また、取り壊し等に要する費用を超える収益（損失補償金を含む。）があった場合は、取り壊し等の工事概要、事業費（予定）、収入額（予定）等を、その根拠となる資料を添付して記述すること。

6 同種の補助事業の申請について

（注） 財産処分の対象となる施設の所有者による同種の補助事業の申請実績、及び当面の申請予定の有無を記述すること。

災害報告書

番 年 月 号
日

殿

都道府県知事等 氏 名
〔又は住所 氏 名
団体名
代表者 氏 名

〇〇年度〇〇〇〇補助金により取得した（又は効用の増加した）補助対象財産（以下、「施設等」という。）が、災害（例 〇〇地震）により被災し、補助事業等の継続が困難となったので、報告いたします。

なお、貴職から、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に基づく指示があった場合には、その指示に従うことといたします。

記

1 被災施設等の概要

- (1) 補助事業名及び実施年度
- (2) 事業実施主体名
- (3) 施設等の名称
- (4) 施設等の所在地
- (5) 施設等の構造及び規格、規模等
- (6) 総事業費（うち国庫補助金等）

2 災害の概要

- (1) 被災の原因
年 月 日（〇〇地震による被災）
（〇〇気象台調べ 〇〇時〇〇分）
- (2) 被災の程度
施設等の破損（建物の〇〇が〇〇）
被害見積価格
施設等の復旧が不可能との判断した理由等
（事業実施主体の申請理由等）
（補助事業者の判断等）
- (3) 被災施設の収支等
施設等の取り壊し等の概算経費
処分に係る収益等の見込額（損失補償金を含む。）

3 その他

[添付資料]

- 1 財産管理台帳の写し
- 2 被害状況の写真など
- 3 〇〇〇〇